

	発行所
	社団法人 新発田法人会
	TEL (0254) 20-5432 FAX (0254) 20-5433
	メールアドレス info@shibata-hojinkai.or.jp
	ホームページ www.shibata-hojinkai.or.jp/
	編集 事業広報委員会 印刷所 (株)天野印刷



阿賀野支部

国道49号の横雲バイパスに沿う約1キロの緑地帯を利用して咲くコスモス、今が見ごろ、道行くドライバーの心を和ませます。

無為信寺の庭
水原町下条町 821

新発田法人会の個人情報取り扱いに関する方針

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

ごあいさつ



新発田法人会
会長 長谷川良男

会員の皆様には、法人会活動を通じて、深いご理解とお力添えを賜り厚く御礼申し上げます。

先般は、定時総会、並びに社団化20周年記念式典、記念講演会、記念祝賀会に多数ご出席頂き誠に有り難うございました。

社団法人新発田法人会は平成元年4月、関東信越国税局長の設立許可を受け、社団法人として活動を開始し、今年には社団化20周年の節目をむかえることが出来ました。これもひとえに、新発田税務署ご当局はじめ、関係諸団体の皆様方、社団法人新発田法人会の歴代の会長並びに役員の方々や会員の皆様方の永年に亘るご支援、ご高配の賜物と衷心より感謝申し上げます。

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、日本の経済を支える中小企業の雇用や、高度な技術の確保を図るために、事業承継を円滑化することが重要な課題となっております。平成20年10月から、中小企業の事業承継に関する新しい法律が施行されます。この法律は、「中小企業における経営の承継の円滑に関する法律」といいます。この法律によって、これまで事業承継の足かせとなっていた様々な問題が解決できる可能性が広がりました。事業承継の困難な問題は色々ありますが、特に「高額な相続税」「遺留分」「資

金不足」等という問題があります。今回の新しい法律はこれらの問題を軽減し、事業承継を円滑に進められることが期待されております。私ども中小企業の経営者にとりまして大変有難い法律が出来たと喜んでおります。

本年12月1日に公益法人改革法案が施行されます。公益法人制度改革を受けて、社団法人新発田法人会は、より公益性の高い団体であることと透明性が求められるとあります。今まで以上に公益法人としての役割を求めていかなければならないと存じます。各種研修会、講演会、情報資料の提供等の事業を積極的に行い、会員の研鑽と、地域に密着した啓発活動や、広く社会への貢献活動など公益事業として評価される事業に一層力を入れていく所存であります。

政府、国税庁は、推進する「イータックス」の平成22年度の普及目標を「利用割合50%」と設定し公表いたしております。社団法人新発田法人会は、政府、国税庁の目標に近づくように、より一層イータックスの普及促進をこころがけてまいります。役員はじめ、会員の皆様にご利用のお願いを致しております。よろしくお願いを申し上げます。これからも法人会の活性化に向け、会員増強に努め、法人会活動の発展を図って参りますので、会員の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。会員の皆様の益々のご健勝とご繁栄を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

着任のごあいさつ



新発田税務署長
岡庭 宏行

この度の人事異動により、新発田税務署長を拝命した岡庭でございます。

前任は関東信越国税局課税第二部で酒類業調整官を担当しておりました。

出身は長野県ですが、現在、さいたま市に住居を構えており、人生2度目の単身赴任となりました。この職場に就いて以来、新潟県は初めてであり、自然が豊かで、歴史と伝統ある新発田署に勤務できることを大変うれしく思っております。

社団法人新発田法人会の皆様方には、常日頃から法人会活動を通じて税務行政に対し深いご理解と格別なお力添えを賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、わが国の経済・社会情勢は、今、大きな構造変化に直面していると言われております。経済のグローバル化により国境を越えた企業活動が広がっていること、地球温暖化に対応するための環境問題は避けて通れないテーマになっていること、食の安全や適正な品質表示は消費者の強い関心事であり消費者行政推進担当が任命されるまでの広がりを見せていること、少子・高齢化の一方で団塊世代の定年退職により労働人口構成や購買力が急激に変化し始めていることなどがあります。

こうした様々な変化は、多くのケースにおいて財政支出を伴うものであり、徴税コストを増大させる原因となるものであります。こうしたことから、今後、税務の仕事は益々複雑かつ困難なものとなっていくと予想されます。国税が課せられている任務は、「国の活動を

支える歳入を確保する。」ことです。この任務を達成するために「国税の適正・公平な賦課・徴収の実現を図る。」ことが私たち国税職員の仕事であり、特に納税者の方々の公平感を確保・維持していくために、悪質な脱税や滞納に対しては、厳正な姿勢で臨んでいくべきであると考えております。

また、納税環境の整備につきましては、「IT化による国民の利便性・サービスの向上」の一環として、平成16年から全国でe-Taxの運用を開始しました。平成22年度の利用率を50%にまで引き上げることを目標とする「オンライン利用促進のための行動計画」の策定以来、現在三年目となっておりますが、計画初年度の利用率目標(2%)の達成に続き、昨年度(3%)につきましても、新発田法人会ほか、各関係団体のご協力を賜りながら達成することができました。

このe-Taxの普及につきましては、税務の職場における当面の最重要課題として、引き続き最大限の努力を積み重ねていくこととしております。オンライン利用価値の高い、法人税・消費税・源泉所得税などの申告並びに納税義務のある会員の方を多数擁している法人会におかれましても、事業計画に基づき、利用に向けたご尽力をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

税務協力団体のリーダー的存在である法人会の皆様方に、私どもの置かれた立場をご理解いただき、先陣を切って進んでいただくことが貴会の存在意義をより高めることに繋がるのではないかと考えます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、社団法人新発田法人会をますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに企業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

第 3 回法人会全国女性フォーラム東京大会

平成 20 年 4 月 10 日 (木) グランドプリンスホテル新高輪国際館パミールで開催されました。

全国より約 1900 名の女性部員が参加しました。今回のフォーラムは、今までとは違い、女性部会の社会貢献活動の事例発表から始まり、2つの分科会に別れて事例発表が行われました。



第一分科会では、租税教育をテーマに、国税庁広報広聴官錦谷久司氏をコメンテーターとして参加。租税教育について「できる限り地域に密着した人間ネットワークを広げ、いろいろな取り組みをお願いしたい」と激励し、都内3の法人会の事例発表があり、第二分科会では、環境問題をテーマに環境ジャーナリスト枝廣淳子氏を招いて「CO₂の削減の取り組み」についてその後、都内の法人会の事例発表がありました。

新発田法人会女性部は第一分科会に参加いたしました。



岸恵子氏

第2部は、女優でもあり今は執筆活動をしています岸恵子氏による「私の人生ア・ラ・カ・ル・ト」と題した記念講演が行われました。

第3部の式典では、開催地の全法連女性部会連絡協議会 大石榮子会長が歓迎のことばを述べ、今回の大会スローガンは「美しい地球を！～守るのは女性のやさしさ」と題し法人会女性部会員の資質向上と情報共有による会活動の活性化を図ることを目的として、第3回開催となりました。

来賓祝辞には、荒井英夫 国税庁課税部長を始め、公務多忙中に駆けつけられた石原慎太郎都知事からもお祝を頂戴いたしました。



左から遠藤部長 野澤副部長



荒井英夫国税庁課税部長



石原慎太郎都知事

決算期別税務研修の開催

4月22日(火) サンワーク・しばたで、3月・4月・5月決算法人を対象に法人税及び消費税についての研修会が開催されました。

法人会が作成したテキスト「わかりやすい会社の決算・申告の実務」19年度版で研修会が開催されました。

講師に新発田税務署法人課税第一部門 堀川総括上席国税調査官をお願い致しました。会員以外の方々も多く参加頂きました。



7月23日(水) サンワーク・しばたで6月・7月・8月決算法人を対象に研修会が開催されました。今回からのテキストは平成20年度版で研修会となりました。

講師には、新発田税務署 法人課税第一部門 篠本総括上席国税調査官をお願い致しました。

税務研修会の開催

9月17日(水) 新発田地区・9月18日(木) 阿賀野地区・9月25日(木) 胎内地区と3会場にて税制改正研修会が開催されました。

今年度の具体的な改正項目としては、ふるさと納税の創設、減価償却制度に係わる法定耐用年数の見直し、教育訓練費の総額に対する特別控除の創設ほか、中小企業投資促進税制、少額償却資産の取得価格の損金算入の特例延長などテキスト20年度税制改正で研修会が開催されました。

講師には、新発田税務署 法人課税第一部門 篠本総括上席国税調査官をお願い致しました。



平成20年度 税務研修・講演会・実務 年間計画

研修	月 日	研修対象者	研究教材・内容	研修会場	講師
決算説明会	平成20年4月22日	3,4,5月決算法人	法人の決算及び申告にあたっての留意事項について イータックス申告について	サンワークしばた	担当官
	平成20年7月23日	6,7,8月決算法人		サンワークしばた	担当官
	平成20年10月21日	9,10,11月決算法人		サンワークしばた	担当官
	平成21年1月16日	12,1,2月決算法人		未定	担当官
新設法人説明会	平成20年11月5日	新設法人	新設法人対象にした法人税 消費税・源泉税等の概要 イータックスについて (資料) 会社の税金ガイドブック	新発田税務署	担当官
	平成21年4月(未定)	新設法人			担当官
税制改正研修会	平成20年9月17日	新発田支部	平成20年度税制改正について イータックスについて (資料) 法人税関係法令の改正の概要	サンワークしばた	担当官
	平成20年9月18日	阿賀野支部		水原商工会館	担当官
	平成20年9月25日	胎内支部		胎内産業文化会館	担当官
税制研修会	平成20年10月15日	全会員・一般	印紙税について	サンワークしばた	担当官
労務関係研修会	平成20年11月14日	全会員・一般	会社がもらえる助成金活用とポイント	ワンワークしばた	渡邊労務士
研修会	平成20年 月 日	全会員・一般	経営承継円滑化法と事業承継税制のポイント	未定	担当官
	平成20年 月 日	全会員・一般	源泉所得税	未定	担当官

税務署からのお知らせ

平成 20 年分年末調整説明会のお知らせ

開催日	開催時間	開催場所	対象者
11 月 12 日 (水)	10 : 00 ~ 12 : 00	聖籠町町民会館 (聖籠町大字諏訪山 1280)	新発田市 (新発田地区)
	14 : 00 ~ 16 : 00		聖籠町 新発田市 (豊浦・紫雲寺・ 加治川地区)
11 月 19 日 (水)	14 : 00 ~ 16 : 00	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町 2-5)	胎内市
11 月 20 日 (木)	10 : 00 ~ 12 : 00	阿賀野市水原保健センター (阿賀野市岡山町 10-15)	阿賀野市 (水原・笹神地区)
	14 : 00 ~ 16 : 00		阿賀野市 (安田・京ヶ瀬地区)

都合により指定された会場に出席できない場合には、他の会場に出席することが可能です。

(お問い合わせ先)

年末調整事務関係 新発田税務署 法人課税第 1 部門 Tel 0254-22-3170

源泉徴収票等法定調書関係 新発田税務署 個人課税第 1 部門 Tel 0254-22-3162

新発田税務署定期異動

平成 20 年 7 月 10 日付で定期異動の発令がありましたので、ご案内いたします。

1 新幹部職員

職 名	氏 名	前任地等
署 長	岡庭 宏行	関東信越国税局
総務課長	塩田 優勝	小千谷税務署
管理徴収部門 統括官	寺本 儀彦	三条税務署
個人課税第一部門 統括官	仲谷 正美	新潟税務署
個人課税第二部門 統括官	仲村 久義	(留任)
資産課税部門 統括官	鈴木 良宗	(留任)
法人課税第一部門 統括官	伊藤 恵介	(留任)
法人課税第二部門 統括官	谷 真一	新潟税務署
法人課税第一部門 総括上席官	旗本 一人	新潟税務署

2 転出者

職 名	氏 名	転 出 先
署 長	齋藤 幸一	(辞職)
総務課長	緑川 誠也	伊勢崎税務署
個人課税第一部門 統括官	佐山 徳祐	小千谷税務署
法人課税第二部門 統括官	佐藤 正博	長岡税務署
法人課税第一部門 総括上席官	堀川 晃	古河税務署

第20回定時総会 報告

平成20年5月27日、新発田市生涯学習センター 講堂に於いて第20回定時総会が行われ以下の議題が承認されましたので、ご報告いたします。

第1号議案 平成19年度 事業報告

平成19年5月23日開催の第19回定時総会において、承認された事業計画に基づき実施いたしました主な事業について、次のとおり報告いたします。

平成19年度事業総括詳細につきましては、HPをご覧ください。

平成19年度収支計算総括表

自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 (単位 円)

Table with 4 columns: 科目, 一般会計, 収益事業特別会計, 内部取引消去, 合計. Rows include I. 基本財産運用収入, 1. 事業活動収入, 2. 事業活動支出, II. 投資活動収支の部, III. 予備費支出 (E), and summary rows for F and G.

(按分比) 一般収入 12,870,827円 (76%) ※繰入金収入は除く
特別収入 3,966,188円 (24%)
合計 16,837,015円

平成19年度貸借対照表総括表

平成20年3月31日現在 (単位 円)

Table with 4 columns: 科目, 一般会計, 収益事業特別会計, 合計. Rows include I. 資産の部 (流動資産, 固定資産), II. 負債の部 (流動負債, 固定負債), III. 正味財産の部 (指定正味財産, 一般正味財産), and summary rows for 正味財産合計 and 負債・正味財産合計.

平成19年度正味財産増減計算書総括表

自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 (単位 円)

Table with 4 columns: 科目, 一般会計, 収益事業特別会計, 内部取引消去, 合計. Rows include I. 一般正味財産増減の部 (1. 経常増減の部, 2. 経常外収益の部), II. 指定正味財産増減の部, III. 正味財産期末残高.

平成19年度財産目録

平成20年3月31日現在 (単位 円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include I. 資産の部 (1. 流動資産, 2. 固定資産), II. 負債の部 (1. 流動負債, 2. 固定負債), and 負債の合計 and 正味財産.

平成20年度事業計画基本方針

法人会が「よき経営者を目指すものの団体」であることの基本理念を広く会員に周知し、法人会活動の指針として実行する。

尚、公益法人制度改革への対応として、(財)全国法人会総連合の平成18年度総会において全国全ての単位法人会が「公益社団法人」を目指すという指針が示され、県連をはじめ全ての単位会が公益認定を得るための準備に着手し、新しい法人会の構築につとめる。

- 健全なる納税者団体として事業の公益性を高め、会員増強運動を推進し組織の拡大強化を図る。
- 税務当局との相互信頼を基調に、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度発展に寄与する。
- 税務道義の高揚と、自主申告制度を確立するために、誠実な記帳と適正な申告の指導に努める。
- 企業経営の健全な発展と社会的地位の向上を図るため税務当局、税理士会等の協力を得て税務、経理、経営に関するきめ細かな研修指導と情報の提供を行う。
- 適正公正な税制と租税負担の合理化を図るため、政府および国会に強力な要望を行い、法人会にとって望ましい税制が確立されるよう、その実現に務める。
- 会員のための福利厚生制度の推進など、会員サービスの充実を図る。
- 地域社会貢献活動の充実及び税の啓発・租税教育の普及を図る。
- 公益法人制度改革に伴う「公益法人」基準に対する検討と準備に務める。

平成20年度事業計画書

自平成20年 4 月 1 日
至平成21年 3 月31日

- 事業活動の充実への対応と納税道義の推進
社団法人 新発田法人会会員としての自覚を促し、税に対する関心度を高める。

事業活動の充実への対応として、効果的な税務、経理、経営に関する講習会・研修会及び説明会の開催を推進するとともに、受講者に対し受講証明書を交付して出席率の向上を図り、また確定申告にこれを添付する。

確定申告書に添付する「会員の証」シールを発行して、会員意識の高揚を図るとともに会員としての評価を高める。
- 税務関係諸機関、関係団体等の協力を得て組織を挙げて会員増強運動を行い、できるだけ早期に県内平均を達成するよう努力する。
- 各支部・委員会・女性部・青年部の充実強化を図り、事業活動を推進する。
- 会報「新発田法人会だより」を発行
- 研修活動に必要な資料を作成配布する。
- 税務行政・税制改正に関する調査及び要望を実現するため、的確に対処する。
- 経営者大型総合保障制度・個人年金制度(生保型)・癌保険制度・経営保全プラン及び終身保障プラン等、法人会の福利厚生制度を組織的に一層の普及促進を図る。
- 地域社会貢献活動の充実及び税の啓発・租税教育の普及に務める。
- イータックスの推進を行う(今後4年以内に会員企業の50%利用を目指す)
- (財)新潟県法人会連合会・関東信越法人会連合協議会・(財)全国法人会総連合との連絡協調を図る。

平成 20 年度収支予算総括表

自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日

(単位 円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
I. 基本財産運用収入				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入	17,547			17,547
(2) 特定資産運用収入	1,250			1,250
(3) 会費収入	6,340,000			6,340,000
(5) 補助金収入	4,279,300	3,945,300		8,224,600
(6) 雑収入	1,910,800	176		1,910,976
(7) 周年行事引当預金取崩し収入	2,000,000			2,000,000
(8) 繰入金収入	1,213,789		△ 1,213,789	0
【事業活動収入合計】(A)	15,762,686	3,945,476	△ 1,213,789	18,494,373
2. 事業活動支出				
(1) 事業費	13,599,000	1,259,000		14,858,000
(2) 管理費	2,793,804	1,060,046		3,853,850
(3) 法人税等引当支出		381,492		381,492
(4) 繰入金支出		1,244,938	△ 1,213,789	31,149
【事業活動支出合計】(B)	16,392,804	3,945,476	△ 1,213,789	19,124,491
【事業活動収支差額】 C (A - B)	△ 630,118	0	0	△ 630,118
II. 投資活動収支の部 (D)	0			0
III. 予備費支出 (E)	202,983			202,983
当期収支差額 F (C + D - E)	△ 833,101	0	0	△ 833,101
前期繰越収支差額 G	833,101	0		833,101
次期繰越収支差額 F + G	0	0	0	0

(按分比) 一般収入 14,548,897 円 (78%) ※繰入金収入は除く
特別収入 3,945,476 円 (22%)
合 計 18,494,373 円

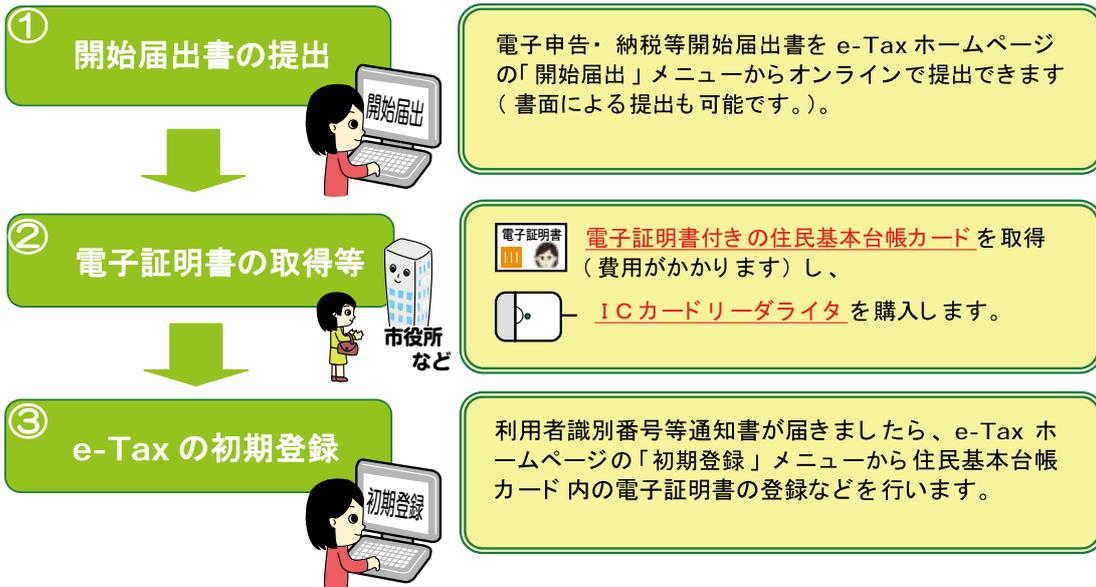
お知らせ 新発田法人会ホームページが新しくなりました。是非ご覧下さい！

e-Taxでの申告には、



確定申告書の作成から電子申告まで、簡単・便利な国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください (<http://www.nta.go.jp>)。

e-Taxをご利用いただく前に



さらに e-Tax を利用して所得税の申告をすると・・・

- 最高5,000円の税額控除を受けることができます。

平成19年分又は平成20年分のいずれか1回、所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期間内^(注)に、e-Taxを利用して行う場合、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）の控除を受けることができます。

(注) 平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は平成21年1月5日から3月16日

- 医療費の領収書や源泉徴収票等の提出又は提示を省略できます。

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の書類は、e-Taxを利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出又は提示を省略することができます（平成19年分以降に限ります）。

なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出又は提示を求めることがあります。

- e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス

検索

<http://www.e-tax.nta.go.jp>